



かすみがうら市 自動通話録音装置貸出事業

参加者募集！参加費は無料です！

主に高齢者（65歳以上）のいる世帯を対象に、自動通話録音装置の貸出を行います。ご自宅の固定電話に接続することで、ニセ電話詐欺の被害を未然に防ぎます。

・自動通話録音装置（以下、装置）貸出事業の流れ

1. かすみがうら市生活環境課（霞ヶ浦庁舎）でお申込みいただきます。（千代田庁舎市民課または働く女性の家でも可。）



2. 参加承認後、生活環境課窓口にて装置を受け取り、ご自宅の固定電話機に接続していただきます。



3. 警告メッセージや自動録音機能などでニセ電話詐欺被害を防止します。



この電話は、振り込め詐欺などの
犯罪被害防止のため、会話内容が
自動録音されます。



4. 2021年1月で貸出期間は終了です。装置を生活環境課へ返却していただきます。

参加定員は50名（1世帯1台まで）。受付窓口で、貸与申請書に必要事項を記入してお申し込みください。

（申請には印鑑が必要です。）

※応募者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

電話回線と電話機の間につなぐ簡単作業。（装置にも電源をとる必要があります。）

ほかにも、非通知電話からの着信拒否設定※1、登録した電話番号へ瞬時に危険を知らせるボタンなど、多彩な機能を搭載。

※1 ナンバーディスプレイへの加入が必要です。

毎年12月に、利用に関するアンケート調査にご協力いただきます。

■ お問い合わせ先

かすみがうら市市民部生活環境課（霞ヶ浦庁舎）

〒300-0192 かすみがうら市大和田562

☎ 029-897-1111 FAX 029-897-1243

■ 申請書受付窓口

・霞ヶ浦庁舎 生活環境課

・千代田庁舎 市民課

・働く女性の家